

固定資産課税台帳等の縦覧・閲覧

◆縦覧

固定資産税の納税者は、自己所有以外の土地又は家屋の評価額（所有者の情報を除く）を縦覧することができます。

縦覧の趣旨	自己の土地・家屋と、他の土地・家屋の評価額を比較し、適正であることを確認していただくための制度		
縦覧期間	4月1日から最初の納期限の日まで（4月30日） 午前8時30分から午後5時30分まで（土日祝日を除く）		
縦覧場所	役場1階 税務課		
縦覧対象者と縦覧範囲	縦覧対象者	縦覧範囲	記載項目
	固定資産税の土地の納税者 （代理人又は納税管理人）	土地価格等縦覧帳簿	所在（地番） 地目・地積・価格
	固定資産税の土地の納税者 （代理人又は納税管理人）	家屋価格等縦覧帳簿	所在・家屋番号 種類・構造 床面積・価格
審査申出期間	固定資産課税台帳に価格を登録した旨が公示された日から、納税通知書の交付を受けた日後60日まで		
縦覧の際に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書又は課税明細書 ・印かん ・運転免許証など本人と確認できるもの ※代理人の人は上記のほかに、委任状又は承諾書の提出も必要となります。		

◆閲覧

納税義務者は固定資産課税台帳のうち、自己の資産が記載された部分について、一年を通して閲覧することができます。また、借地人・借家人等は借りている土地・家屋の閲覧をすることができます。

閲覧期間	4月1日より通年 午前8時30分から午後5時30分まで（土日祝日を除く）	
閲覧場所	役場1階 税務課	
閲覧対象者と閲覧範囲	閲覧対象者	閲覧範囲
	1. 固定資産の所有者	所有している固定資産
	2. 土地を有償で借りている人	借りている土地
	3. 家屋を有償で借りている人	借りている家屋及びその敷地である土地
	4. 固定資産の処分をする権利を有する一定の人	権利を有する固定資産
縦覧の際に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書、課税明細書又は運転免許証など、本人と確認できるもの ・「閲覧できる人」のうち、上記2. 3. 4. に該当する人は、それらを証するもの（賃貸借契約書等） ・印かん ※代理人の人は上記のほかに、委任状又は承諾書の提出も必要となります。	
閲覧手数料	1回につき200円 （ただし、縦覧期間中の閲覧は無料）	

▼問い合わせ先＝税務課 資産税係 ☎9123